

令和7年度厚木市廃棄物減量等推進審議会 次第

日時 令和8年1月23日（金）

午後2時から

場所 あつあいクリーンセンター会議室

1 開 会

2 案 件

(1) 厚木市一般廃棄物処理基本計画策定方針（案）について

資料1

(2) ごみ減量リサイクルポスター、イメージアップ絵画の結果報告

資料2

(3) その他

3 閉 会

厚木市一般廃棄物処理基本計画（2027～2035）策定方針（案）

1 計画策定の趣旨

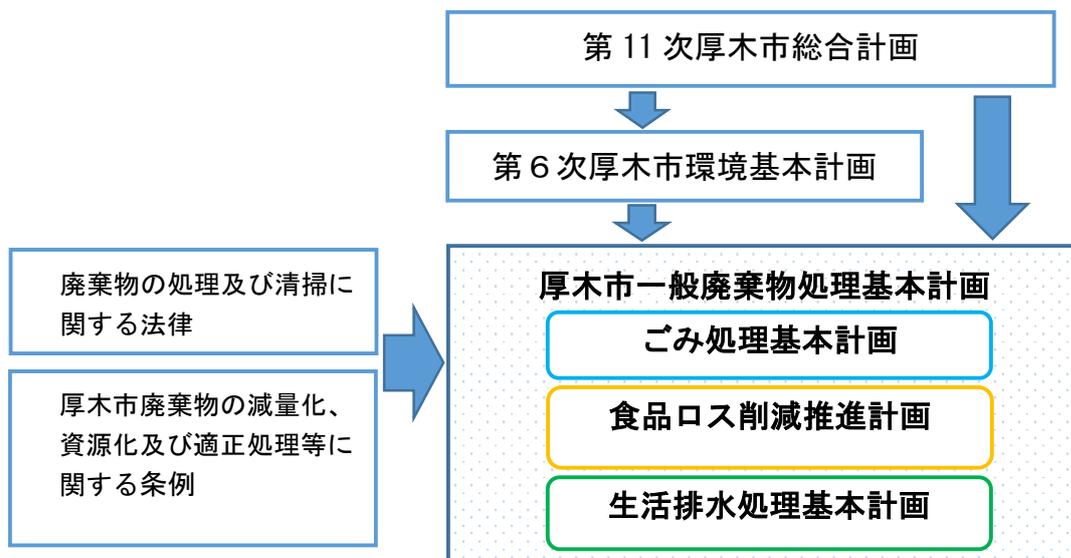
厚木市一般廃棄物処理基本計画（以下「計画」という。）の計画期間が令和8年度をもって満了を迎えることから、令和9年度を始期とする新たな厚木市一般廃棄物処理基本計画の策定に当たり、ごみや資源の処理を取り巻く近年の社会情勢等を踏まえ、循環型社会を形成するための基本的な計画を定めるものです。

また、令和4年度に策定した厚木市食品ロス削減推進計画についても、同時期に満了を迎えることから、本計画に統合するものとします。

2 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項」及び「厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づいて策定するものです。本市における一般廃棄物処理事業の最上位計画に位置し、ごみ処理基本計画、食品ロス削減推進計画及び生活排水処理基本計画で構成します。

【イメージ図】



3 計画策定についての基本的な考え方

本計画の策定に当たっては、現計画の成果と課題を検証し、これまでの社会状況の変化などに留意します。なお、厚木市廃棄物減量等推進審議会、市民アンケート及びパブリックコメントの市民参加手続を実施し、市民の意見を取り入れます。

4 計画期間

本計画の計画期間は、令和9年度から令和17年度までの9年間とし、中間年次（令和13年度）での見直しを行います。

なお、制度改正等、廃棄物や資源物を取り巻く社会情勢が変化した場合は、必要に応じて見直しを行います。

5 計画策定に当たって考慮すべき視点

一般廃棄物の処理は、社会インフラの一部として市民の生活に欠かせないものであることから、「未来へつなげる循環型都市の実現」を目標として、次の視点を考慮するものとします。

(1) 家庭系一般廃棄物の更なる減量と資源化の推進

家庭系一般廃棄物の排出量は、令和6年度実績で390g/人・日となっており、現計画の目標年次である令和8年度383g/人・日を達成に向けて事業を推進してきたところであり、現計画の開始年度である令和2年度442g/人・日と比べると、着実に減量が進んでいます。減量が進んだ要因として、戸別収集モデル地区を一部拡大（対象世帯約25,000世帯追加）したこと、3Rの意識が醸成されたこと等複数考えられますが、今後も継続して取組を推進する必要があります。

また、資源化については、資源物の質や生活様式の変化等で、排出量は減少傾向にあり、資源化率の向上のためには、新たな資源化品目の追加が有用な施策として考えられますが、収集運搬・資源化に係る費用の追加負担が必要となることから、慎重に検討する必要があります。

なお、市民が資源を排出しやすくするため、民間事業者と協力し、排出環境の整備を推進する必要があります。

(2) 事業系一般廃棄物の更なる減量と資源化の推進

本市の事業系一般廃棄物の排出量については、令和5年度実績で187g/人・日であり、県内19市で13番目に位置しています。現計画の開始年度である令和2年度の202g/人・日と比較すると着実に減量が進んでいます。

搬入される事業系一般廃棄物の中には、プラスチック類など産業廃棄物として処理されるべきものが散見されており、事業者自らの責任において適正に処理するよう、引き続き周知啓発の徹底が必要です。

また、事業系一般廃棄物の中に多く含まれる厨芥類（生ごみ）及び紙おむつは、資源化を推進することで、事業系一般廃棄物の減量に寄与することから、民間事業者の技術力を活用し、更なる資源化を図る必要があります。

(3) 食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく食品ロス削減の取組

国では、令和元年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）」が成立し同年10月に施行されるとともに、令和2年3月には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項が定められました。これを受け、県では令和4年3月に「神奈川県食品ロス削減計画」を策定しました。

このような背景を踏まえ、本市における食品ロスの現状と課題を把握し、食品ロスの削減を計画的に推進していくため、令和5年3月に策定した「厚木市食品ロス削減推進計画」の期間満了に伴い、本計画に統合するものです。

食品ロスの多くは、食品卸売業や食品小売業などの流通段階と、外食産業や家庭などの消費段階で発生しており、食品ロス削減のためには、市民、事業者との協働による取組が必要となります。

(4) 持続可能な収集体制の確立

近年の人件費の高騰に伴い、ごみや資源の収集運搬及び処理に係る経費（以下、「経費」という。）は、増加しており、経費削減は廃棄物処理行政の抱える大きな課題となっています。

現在の収集カレンダーは、平成 21 年 10 月に開始されてから、新たな品目の追加等はあるものの、大幅な見直しは行われておりません。市民サービスの低下を最小限に抑えた収集カレンダー等の見直しを実施し、経費の削減を図る必要があります。引き続き、もえるごみの戸別収集の在り方についても、検討するものとします。

また、令和 7 年 12 月に新たなごみ中間処理施設である「あつあいクリーンセンター」が稼働したことに伴い、環境センターは焼却施設としての役割を終了しました。今後は、周辺環境に配慮しながら解体工事に着手し、跡地利用について検討します。

更に、資源化センターについては、竣工から 25 年が経過しており、安定的な施設運営を行うためには、老朽化した施設の建替、移転又は大規模改修等の方向性を併せて検討する必要があります。

(5) SDGs（持続可能な開発目標）の推進

「2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の 1 人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。」及び「2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。」という課題の解決に向けて、SDGs の理念や目標を踏まえた取組を一体的に進める必要があります。

(6) 生活排水処理率の向上

市域を流れる河川は、市民生活に密接に関わっています。生活排水処理率の向上のためには、公共下水道整備の推進とともに、くみ取便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進が必要です。

6 策定体制

(1) 厚木市廃棄物減量等推進審議会（附属機関）

公募による市民、学識経験者及び関係団体の代表者から構成された審議会が計画の策定について、市長の諮問に応じて調査及び審議し答申します。

(2) 市民参加手続

計画の策定に当たっては、市民参加条例に基づく市民アンケートやパブリックコメントなどによる市民参加の機会を設け、市民の皆様の意見を伺いながら取り組みます。

7 進行管理

P D C A サイクルに基づき、本計画に位置付ける施策の進捗及び課題整理等の進行管理を厚木市廃棄物減量等推進審議会において継続的に行い、実施結果の状況に応じて見直しを行うなど、計画の実効性を確保します。

ごみ減量リサイクルポスター 受賞作品一覧



市長賞 戸田小2年



教育長賞 愛甲小3年



リサイクル賞 荻野小2年



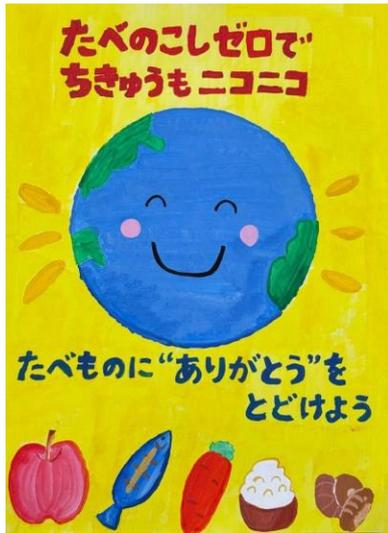
優秀賞 妻田小2年



優秀賞 三田小2年



優秀賞 緑ヶ丘小1年



市長賞 清水小4年



教育長賞 小鮎小5年



リサイクル賞 厚木第二小6年



優秀賞 愛甲小6年



優秀賞 毛利台小5年



優秀賞 緑ヶ丘小5年



市長賞 睦合中2年



教育長賞 厚木中2年



リサイクル賞 厚木中3年



優秀賞 睦合中1年



優秀賞 睦合中2年



優秀賞 睦合中3年

ごみ収集車イメージアップ絵画 受賞作品一覧



市長賞 依知小2年生



教育長賞 厚木小4年生



優秀賞 南毛利小1年生



優秀賞 相川小2年生



優秀賞 荻野小3年生



優秀賞 厚木小4年生



優秀賞 相川小5年生



優秀賞 厚木小6年生